

主 文

本件保釈保証金八〇〇万円は、全部没取する。

理 由

記録によると、Aは、昭和六二年二月一三日水戸地方裁判所において、収賄罪により懲役一年六月の判決（昭和六〇年（わ）第七三一号）の言渡しを受け、次いで、昭和六三年三月三日東京高等裁判所において控訴棄却の判決（昭和六二年（う）第四〇八号）、同年六月六日当裁判所において上告棄却の決定（昭和六三年（あ）第四五〇号）をそれぞれ受け、右決定は同月一一日確定したところ、同人は、本件保釈許可決定により釈放されたまま、右刑の執行を逃れるため逃亡し、所在不明であることが明らかである。

よつて、本件請求は相当であるから、刑訴法九六条三項を適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六三年七月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	四	ツ	谷	巖
裁判官	角	田	禮	次郎
裁判官	大	内	恒	夫
裁判官	佐	藤	哲	郎